

普通自動車運転免許を取得したい方へ

この事業は、自動車運転免許（第一種普通自動車免許）を取得しようとする障害のある方に対し、自動車教習に要する費用の一部を助成し、障害のある方の雇用促進などを目的としています。助成を受けようとする方は、必ず、自動車教習開始前までにお住まいの区役所に助成の申請を行ってください。

1 対象者

- 身体障害者手帳（1級～4級）、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持っていること
- 助成申請時に市内に居住し、かつ助成金確定時まで引き続き市内に居住していること
- 助成申請時まで自動車教習所を開始していないこと
- 道路交通法第99条第1項に定める指定自動車教習所を卒業し、免許を取得すること
- 所得する免許は「第一種普通自動車免許」であること（原付や自動二輪免許は対象外）
- 過去に当該助成を受けていないこと
- 他の制度により免許の取得に要する費用の助成を受けていないこと
- 自動車運転免許の取得により就労等社会参加が見込まれること

2 助成額

教習に要する費用の一部として、助成金 **5万円** が支払われます。

3 申請に必要なもの

【区役所窓口申請の場合】

- 北九州市障害者自動車運転免許取得助成金交付申請書（様式第1号）
 - 自動車運転免許教習費用申請書（様式第2号）
- ※教習所が発行した見積書又はパンフレット等、教習に要する費用が明らかになるものを添付してください。
- 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳

【Graffer 申請の場合】

下記の資料の画像ファイルをご準備の上、右下のQRコードまたは、北九州市ホームページ（https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/29800146_00001.html）から申請フォームに入力してください。

- 教習所が発行した見積書又はパンフレット等、教習に要する費用が明らかになるもの
- 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
- 住民票の住所を確認できるもの



★申請は、必ず教習を開始する前に行ってください。教習を受けた後に申請をしても助成金は支払われませんので、ご注意ください！

（メモ）今後、とても大切になりますので、記入しておくとう便利です。

教習開始（予定）	年	月	日
教習修了（修了検定に合格した日）	年	月	日
卒業検定に合格した日	年	月	日
卒業証明書の有効期限日	年	月	日
運転免許試験に合格した日（免許取得日）	年	月	日

4 申請後の流れ

(1) 交付決定通知書が届きます

区役所で申請書を審査した結果、助成の対象となった場合は、本人宛に交付決定通知書を送付します。その際、下記の書類も一緒に送付します。これは免許取得後に必要な書類になりますので、免許がとれるまで、大事に保管しておいてください。

★北九州市障害者自動車運転免許取得助成金実績報告書（様式第6号）

★自動車運転免許教習費用証明書（様式第8号）（記入例も送付します）

※教習に要した費用の額が明らかになる領収書が発行されない場合、自動車運転免許教習費用証明書（様式第8号）の提出が必要となります。

★請求書

（注意）領収書は、紛失しないように大切に保管ください。また、領収書が発行されない場合等は、教習所から「自動車運転免許教習費用証明書（様式第8号）」の発行を受けてください。

(2) 免許取得日から20日以内に実績報告書を提出してください。

運転免許が取れたら、免許取得後20日以内に下記の書類を提出及び提示してください。

- ・北九州市障害者自動車運転免許取得助成金実績報告書（様式第6号）
- ・運転免許証（第一種普通自動車免許）（写）、または、運転免許情報を表示したスマートフォンやパソコンの画面（写）
- ・教習に要した費用が明らかになる領収書又は教習所が発行した自動車運転免許教習費用証明書（様式第8号）
- ・請求書
- ・振込先通帳（申請者本人名義の通帳）
- ・印鑑

もう一度ご確認ください！

- ・実績報告をする日は免許取得後20日以内ですか？
- ・申請後に教習を開始していますか？
- ・申請時から引き続き市内に住んでいますか？
- ・申請後、退校・再入学等の手続きを行っていませんか？
- ・ほかの運転免許取得に係る助成金を受け取っていませんか？

一つでも当てはまらなければ、助成金が支払われませんので、ご注意ください！！

(3) 確定通知書が届き、助成金が支払われます

実績報告書を審査した結果、適正であった場合、確定額通知書を送付します。その後、指定された口座に助成金が支払われます。

5 当該年度中に運転免許を取得できなかった場合

年度末までに免許を取得できない場合、お住まいの区役所にご連絡ください。前年度から引き続き教習所に在籍している場合等は、新年度に改めて申請することができます。

お問合せ先：お住まいの区役所保健福祉課 高齢者・障害者相談係

《門司》093-321-4800 《小倉北》093-582-3430

《小倉南》093-951-4126 《若松》093-751-4800

《八幡東》093-671-4800 《八幡西》093-645-4800

《戸畑》093-881-4800